第二十八条　法第十七条の三十六第五項第十号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

二　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の名称及び所在地

ハ　（略）

三　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

四　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

五　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

六　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

第二十八条　法第十七条の三十六第四項第六号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

二　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の名称及び所在地

ハ　（略）

三　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

四　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

五　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

六　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）